販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁　平成28年度第2次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金【追加公募分】

- **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し50万円を上限に補助金（補助率：2／3）が出ます**
  - 複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。＊連携小規模事業者数によります。
- **計画の作成や販路開拓の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます**

●なお、今回の追加公募では、小規模事業者の円滑な事業承継を後押しするため、代表者が60歳以上の場合は、「事業承継診断票」（地域の商工会議所が事業者に確認しながら作成・交付）を提出していただくとともに、後継者候補が中心となって取り組む事業について重点的に支援します。

《対象となる取り組みの例》

①広告宣伝
- 新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

②集客力を高めるための店舗改装
- 幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③商談会・展示会への出展
- 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
- 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

⑤ITを活用した広報や業務効率化
- ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

◇提出書類発行依頼先(様式4『**事業支援計画書**』、様式6『**事業承継診断票**』)
亀山商工会議所　〒519－0124　三重県亀山市東御幸町39－8
電話：0595-82-8987

◇お問合わせ先
日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局（申請書類の提出先）
〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷3－11－8
電話：03－6447－0820［9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日、年末年始除く）］

※尚、詳しくは下記アドレスより、公募要領・必要書式をダウンロード願います。

URL：http://h28.jizokukahojokin.info/tsuika

【概　要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数　5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数　5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数　20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数　20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

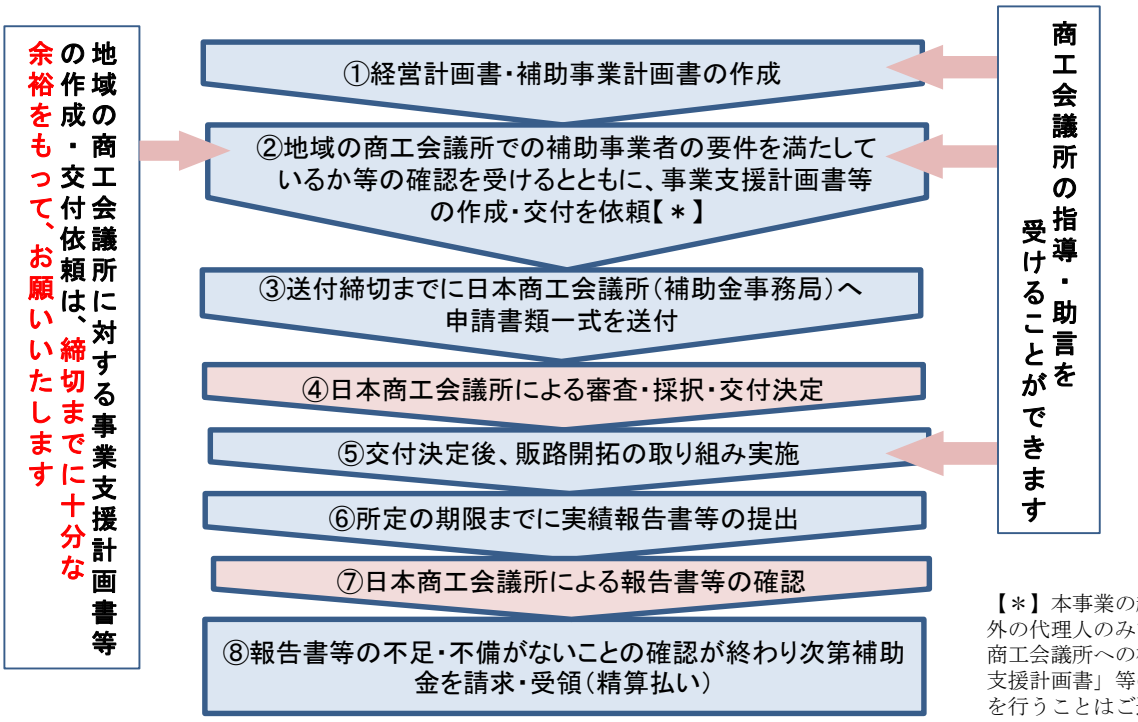
◆補助率・補助額

・補助率　補助対象経費の2/3以内

・補助額　上限50万円

＊複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



※「買物弱者対策の取組」を申請しようとする場合は、取組を行う地域の市区役所・町村役場が発行する「推薦書」が必要となります。

【＊】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」等の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

◆手続きの期限等

	平成28年度第２次補正予算事業【追加公募分】
１．申請受付開始	平成２９年　４月１４日（金）
２．日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切（上記③）	平成２９年　５月３１日（水）【最終日当日消印有効】
３．採択結果公表	平成２９年７月上旬予定
４．補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から平成２９年１２月３１日（日）まで